

第4章

知的財産

(1) ルールの背景

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、一括受諾の一環として TRIPS 協定が合意された。他の WTO 協定は、原則として、貿易制限や差別的措置を禁止するものか、例外的な貿易制限についての要件・手続を定めるものであるが、TRIPS 協定は、加盟国の国内の制度について直接規律をするものであり、それまでの協定とはその性格が大きく異なるものであった。その後の国際的な議論においては、TRIPS 協定により義務化された知的財産保護制度が自国の企業や経済の発展に寄与していないとの認識などから、知的財産保護の強化に反対、あるいは独自の要求をする動きが表面化した。その結果、マルチのフォーラムにおける各国の立場の隔たりが大きくなり、多国間での制度調和の議論を進展させることが困難な状態となっている。知的財産の保護強化、実効的なエンフォースメントといった知的財産保護体制を構築するためには、WTO 体制の下でのマルチによる体制構築が望ましいことはいまでもないが、このような現状からは、ルールメイキングの場としてふさわしいマルチの場と、より迅速な交渉が可能であるプルリ、バイ等の場を目的に応じてバランスよく利用して、体制構築を図っていく必要がある。

現状では、アジア諸国をはじめ、世界中で日本製品の模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が発生しており、日本企業が事業を行う上での障害のひとつとなっている。これについても、WTO の場での問題提起や TRIPS 協定上の紛争解決手続も視野に入れつつ、相手国の事情に応じたプルリ、バイなどの個別交渉により、TRIPS 協定の確実な実行を求めるとともに、TRIPS 協定以上の義務も求めていくことが重要である。

(2) 法的規律の概要

TRIPS 協定においては、第4条において知的財産権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる、との最恵国待遇が規定されている。また、知的財産権の「保護」は、取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びに TRIPS 協定において特に扱われる知的財産権の使用に関する事項を含むことが規定されている（TRIPS 協定第3条脚注）。他方、GATT 第24条やGATS 第5条に対応する規定は、TRIPS 協定には設けられていない。そのため GATT 第1条に規定される最恵国待遇の例外により特定地域内のみでの撤廃が可能な関税等とは異なり、知的財産権に関しては、EPA/FTA で規定された事項についても TRIPS 協定第4条で規定された範囲において最恵国待遇により EPA/FTA 締結国以外の WTO 加盟国に均てんされることとなる。

(3) 我が国の EPA/FTA 知的財産章の概要

我が国はこれまで21か国・地域と18のEPA/FTAが発効済・署名済であり、そのうち日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)を除き、知的財産に関する規定を設けている。そこではTRIPS協定以上の義務も規定している。現在までに締結した我が国の主要なEPA/FTAの知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の3点となる。

①手続の簡素化・透明化

TRIPS 協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、特許出願などの手続における公証義務の原則廃止、優先権証明書翻訳文証明手続の簡素化などの規定をEPA/FTAに導入することにより、相手国における手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図

っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にする規定を導入することで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

②知的財産の保護強化

知的財産保護の実体面について、例えば、日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、相手国で早期に特許審査をするよう請求ができるようにするなどの制度を導入する規定により、相手国における権利付与の迅速化を図っている。また、外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、相手国における知的財産保護の実体面の充実を図っている。

③エンフォースメント強化

TRIPS 協定は、第 51 条において国境措置、第 61 条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置及び刑事罰の対象を拡大するとともに、TRIPS 協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、保護対象の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を図っている。また、TRIPS 協定第 57 条に規定されている情報通知を義務化するなど、手続面での改善によるエンフォースメント強化も図っている。

近年発効した EPA/FTA としては、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11/CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）や、日 EU・EPA が挙げられる。これらの協定における知的財産章の概要は以下のとおり。

(a) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11/CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）

TPP11 協定は、知的財産保護の包括的かつハイレベルな規定を設けた TPP 協定（2018 年版不正貿易報告書 457-458 頁参照）の署名後、2017 年 1 月に米国が離脱表明したことを受け、TPP 協定の一部を凍結項目とした新協定として、2018 年 12 月 30 日に発効したもの

である。知的財産分野においては、特許期間延長制度（第 18.46 条、第 18.48 条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第 18.50 条、第 18.51 条）、著作権の保護期間（第 18.63 条）等が凍結項目となっている一方、模倣品・海賊版の水際の職権差止権限の各国当局への付与（第 18.76 条）等の規定が含まれている。

(b) 日 EU・EPA

本協定は、日 EU 双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、TRIPS 協定よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、知的財産に関する制度の運用における透明化、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保、知的財産の権利行使、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっており、2019 年 2 月 1 日に発効した。

(i) 手続の簡素化・透明化

(ア) 国際協定（商標権の取得の円滑化）（第 14.3 条）

国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書を締結することを規定するとともに、商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結に向けた合理的な努力を払うことを規定した。

(ii) 知的財産の保護強化

(ア) 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入（第 14.35 条、第 14.37 条）

特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度、第 14.35 条）、新薬のデータ保護期間を 6 年以上とすることの義務化（第 14.37）を定めることを規定した。

(イ) 未登録の商品形態の保護（第 14.32 条）

商品の形態の模倣行為（デッドコピー）に対して法的救済手段を設けることを規定した。

(ウ) 著作権の保護期間（第 14.13 条）

著作権等につき、その保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死後 70 年以上とすること等を規定した。

(エ) 地理的表示 (GI) の保護 (第 14.22 条等)

付属書 14-B に掲載された双方の農産品及び酒類の地理的表示に TRIPS 協定第 23 条と概ね同等の高いレベルの保護を与えること等を規定した。

(iii) エンフォースメント強化(ア) 民事上の救済の拡充 (第 14.42 条、第 14.44 条、第 14.46 条、第 14.47 条)

知的財産権全般についての民事上の救済を規定した。具体的には、侵害者利益を考慮した損害賠償額の算出 (第 14.47 条)、証拠を保全するための措置 (第 14.42 条)、暫定措置及び予防措置 (第 14.44 条)、差止命令 (第 14.46 条) 等について規定した。

(イ) 営業上の秘密の不正使用に対する権利行使 (第 14.50 条)

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済手続に関し、司法当局が少なくとも差止命令や損害賠償を命じる権限を有することや、司法手続に参加することで知るに至った営業秘密に関し、当該司法手続の当

事者等への秘密保持命令について規定した。

(ウ) 国境措置の強化 (第 14.51 条)

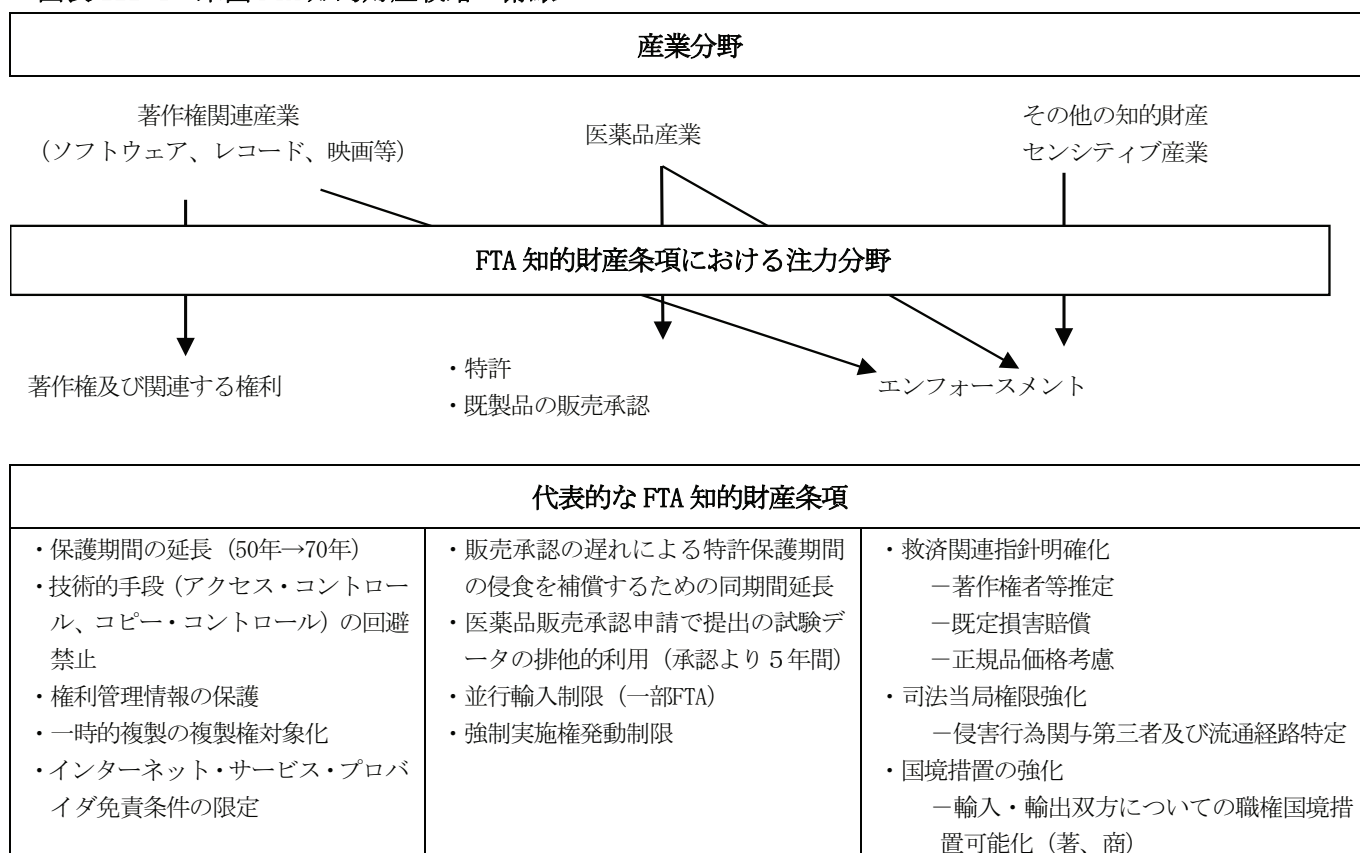
知的財産権全般についての国境措置を規定した。具体的には、輸入又は輸出される物品に関する職権差止権限を税関当局に付与することや、侵害品の破棄命令権限を当局に付与すること等について規定した。

(4) 諸外国の動向

①米国の FTA における知的財産章の概要

米国の FTA における知的財産戦略は、2015 年貿易促進権限 (TPA) 法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国 FTA における知的財産条項は、図表 III-4 のように 3 つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言えよう。

<図表 III-4>米国 FTA 知的財産戦略の俯瞰>



TRIPS 協定を超える義務を課す規定として、具体的には以下の例が挙げられる。

(a) 著作権保護期間の延長

著作権分野において、TRIPS 協定第 9 条第 1 項が引用するベルヌ条約第 7 条は、著作物について著作者の死後 50 年、TRIPS 協定第 14 条第 5 項では実演家及びレコード製作者について実演又は固定から 50 年の保護期間を規定している。これに対して、例えば、米豪 FTA では、著作権、実演家及びレコード製作者の権利に、70 年の保護期間を規定している。

(b) 試験データ保護

TRIPS 協定第 39 条第 3 項は、「新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不正な商業的使用から当該データを保護する」と規定している。これに対し、米国 FTA では、提出データの排他的な利用期間を規定するなど、より明確かつ具体的な規定を導入している。

(c) 技術的手段の回避の禁止

著作権侵害防止のため、著作物、実演、レコードその他保護された対象に対するアクセスをコントロールする、または著作物を保護するための効果的な技術的手段の回避を禁止する規律を導入している。

(d) 国際消尽

TRIPS 協定は第 6 条において、最恵国待遇及び内国民待遇に関する規定以外は、紛争解決上、国際消尽（並行輸入の許容）の問題を取り扱うために当該協定のいかなる規定も用いてはならない旨を規定している。これに対し、例えば、米豪 FTA では、特許医薬品を並行輸入することを制限する規定が設けられている。

なお、2017 年 7 月以降、米国は北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を進めており、2018 年 11 月 30 日には、USMCA（新 NAFTA）の協定文に署名がされた。その後、米国議会における批准プロセスが難航したことを踏まえ、2019 年 12 月 10 日に修正議定書に署名がされた（但し、2020 年 2 月時点において未発効）。USMCA においては、農業用化学品の試験データ等の保護期間を 10 年間、新規医薬品の試験データ等の保護期間を

5 年間とする規定や、当局の特許付与までの不合理な遅延に対する特許期間の調整手段を設けなければならない旨の規定、著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも 70 年とする旨の規定等が含まれている。

②EU の FTA における知的財産章の概要

従来、EU の EPA/FTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かった。これに対して、EU 韓 FTA、CETA（EU カナダ FTA）、日 EU・EPA など、近年締結された EPA/FTA では、TRIPS 協定を超える具体的な規定が含まれるなど、従来よりも詳細な規定となっており、EU の今後の EPA/FTA の進め方が注目される。

EU の EPA/FTA における TRIPS 協定を超える義務を課す規定には、米国 FTA の規定と重複するものも多く存在するが、以下のように特徴的な規定も見られる。

(a) 地理的表示の保護

TRIPS 協定第 22 条は、「消費者の誤認混同」を要件に地理的表示を保護する旨を規定しているが、特にぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関する地理的表示に対しては、同第 23 条において、他の産品に比べて強力な保護（追加的保護）を規定している。これに対し、EU の FTA においては、この追加的保護の対象を、ぶどう酒及び蒸留酒に加え、農産品及び食品にも広げることを規定している。また、EU 韓 FTA では、EU については 162 種類、韓国については 64 種類の地理的表示を保護対象とすること、その対象は合意により拡大することについても規定している。

(b) 未登録意匠の保護

TRIPS 協定に関連規定のない未登録意匠（デザイン）について、その使用を防止する法的手段を規定しなければならないとしている。

(c) 国境措置の対象の拡大

TRIPS 協定第 51 条では、商標権及び著作権を侵害する物品に対しての国境措置を規定している。これに対し、EU の FTA においては、国境措置の対象を、特許、意匠、地理的表示及び植物新品種の育成者権まで拡大している。

（5）経済的視点及び意義

国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる推進及び健全な発展のために不可欠であり、技術力のある国にとっては、当該国企業が海外市場に安心して投資を行う際の前提となる。他方、技術力をもたない開発途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通した経済的発展が期待できる。

知的財産権の執行を強化するための国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」

（ACTA）は、知的財産権保護に関する法的枠組み強化という側面に加え、締約国間の意見調整の場である委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上という意義を有するものである。2020年2月現在、ACTAを締結した国は我が国のみであり、発効に必要な締結国数に届いていないものの、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の新たな標準モデルとなりEPA/FTAのような様々な国際協定に取り込まれていくことで、ACTA締約国の範囲を超えて知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことは可能である。唯一のACTA締約国として、我が国は、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定内容への理解を促しエンフォースメントに関する規律強化の基礎としてACTAを活用していくことが期待される。

（6）主要ケース

我が国が、これまでに発効したEPAの知的財産に関する義務規定から紛争解決手続を通じて具体的な法令や通達改正を迫られたものはない。我が国の立場から見ると、EPAの知的財産規定は、概ね相手国の知的財産制度の強化という役割を有しており、EPA上の紛争解決手続は、知的財産に係る権利義務について、相手国の義務履行を問う場として利用されることになると考えられる。今後の具体的なケースの積み重ねにより、その実用性などについての検証がなされることになろう。

